

栃木県在宅医療推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 急速な高齢化や生活習慣の変化により、介護の必要な高齢者や慢性疾患患者の増加が予想される中で、県民誰もが住み慣れた家庭や地域において安心して暮らせるよう、在宅医療提供体制の充実を図るため、栃木県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療に係る関係機関相互の連携体制の構築に関すること。
- (2) 在宅医療提供体制の充実を図るための施策の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体等の代表
- (2) 社会福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び会長の推薦する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を構成する者の互選により選出する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から実施する。